

が行うべきことと考えます。今号から東北大学文学部のピーター・ロビンソン氏にEnglish Editorとして正規に編集に参加していただき、英文の校訂を行っていただくこととしました。また、多大の労力と時間を要するこの仕事に対して若干の謝礼を支払うことにいたしました。

編集委員への旅費支給について

現在、編集委員には旅費が支給されておられません。このため、これまでの委員は仙台及びその周辺地域在住者に限定されておりました。研究組織としては、全国の会員の中から編集委員が選出されるのが当然であります。遠隔地の場合には編集委員会への出席は困難です。このため、編集委員会では、仙台以外に在住の委員に旅費を支給することといたしました。支給内容は以下の通りです。

「旅費はJR運賃を超えない額とし、1人年1回、最高3万円を限度とする。」

今後、全国各地の方々に編集委員への就任を要請することになりますので、その際はよろしくご協力をお願い申し上げます。

『試論』バックナンバーの製本保存

『試論』のバックナンバーは東北大学英文学研究室に保存してありますが、現在までに39号に達し、保存のための場所を確保することが難しくつつあります。そこでバックナンバーを製本して保存することにいたしました。2～3セットを作成し、1セットは東北大学図書館に寄贈し、残りは英文学研究室で半永久的に保存することといたします。本会の累積黒字は約160万円に達しており、その有効な用途でもありと考えます。

『試論』表紙の変更について

新会長が決まり、またこの春には古参の会員の方数名が退官などを契機として退会されました。新世紀を前にして本会も新しい時代に入ったように思われます。そこで、これを機会に表紙デザインを一新することにいたしました。新表紙はおおよそ右のような形になる予定です。なお、判型についてはこれまでと変更はありません。

第38号の刊行時期について

論文がなかなか揃わなかったため編集が遅れましたが、7月中には刊行予定です。



合評会の代替処置について

合評会が廃止されたことに伴い、それに代わる会員相互の研鑽の場が必要ではないかと考えております。なかなか妙案が浮かびませんが、会員の皆様のご意見をお寄せいただきたく思います。今回、試験的にこのようなニュースレターを作成してみました。たとえばここに批評を載せるということも一案かと思われまふ。かつて、『試論』は別冊を発行していた時期もありましたが、あのような形でなくとも、こうした簡便な媒体でもよいのではないのでしょうか。

今回の会則改正であらためて会則を読み直してみますと、第3条の本会の目的の一つである「会員相互の親睦交流をはかる」ということが最近殆ど行われていなかったように思われます。今後、このようなニュースレターによって各地の会員の皆様とのコミュニケーションをはかりたいと思っております。

(原)

SHIRON Newsletter 試論

発行 「試論」同人会
〒980-8576 仙台市青葉区川内
東北大学文学部英文学研究室

No. 1 June 1999

試論同人各位

会則の改正について

この度、下記の通り同人会会則を改正いたしたく、同人の皆様にご検討、ご投票をお願いいたします。

改正の内容

大きな改正点は「試論」同人会を「試論」英文学研究会とする点です。

その他、編集委員の人数を「6名」から「若干名」に変更します。編集委員の任期についても変更します。

改正の趣旨

(1) 同人組織であるとはいえ、『試論』は投稿論文について厳正な審査を行い、学術雑誌として高い水準を維持してまいりました。しかしながら、一部の大学等においては、昇任・採用人事での業績評価の際に、一般の趣味の「同人誌」等と同等とみなされ、非常に不利な扱いを受ける場合があるということが判明しました。言うまでもありませんが、「同人会」という名称のゆえにこのような扱いを受けるというのは甚だ不当なことであります。『試論』と同様の同人組織でありながら、「英文学会」とか「英文学研究会」という名称の組織が発行している雑誌は全国に多数ありますが、これらは「同人誌」とはみなされないとのことで、大変奇妙なことではあります。しかし、現実に不利益を被っている会員がいる以上は、また、無審査の「同人誌」であるとの誤解を避けるためにも、この際「同人」という名称を廃止して、研究組織であることを明確にするのが得策であると思われまふ。

名称としては

「試論」英文学研究会

といたしたく存じます。

(2) 編集委員の数については、会則第6条により「6名」と規定されております。しかし、現在は実質5名にて編集を行っております。また、過去には会長を含め7名という例もございました。種々の事情により委員数が変動するのが現状でありますので、委員数は「若干名」とさせていただきます。また、編集委員の任期につきましても、会則をより柔軟なものに変えたいと考えます。

以上のような点を踏まえて、改正案を下に提示いたします。

改正案

研究会会則

第1章 総則

第1条 本会は「試論」英文学研究会と称する。

第2条 本会は、事務局を東北大学文学部英文学研究室内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、英語英文学研究の発展と向上を旨とし、同時に会員相互の親睦交流をはかる。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 研究誌「試論」の発行（年一回）。
2. その他必要な事業。

第3章 組織

第5条 本会は、会員により組織する。入会には会員二名以上の推薦と、会長の承認を必要とする。

第6条 本会は次の役員を置く。

会長1名

編集委員若干名（うち事務局幹事1名）

第7条 役員は次の会務にあたる。

1. 会長は本会を代表する。
2. 編集委員は、会長と共に編集委員会を構成し、「試論」への投稿論文の審査、「試論」の編集、及びその他の会務にあたる。
3. 事務局幹事は、庶務会計の任にあたる。

第8条 会長は、会員の互選により選出する。会長の任期は2年とし、重任を妨げない。

編集委員は、編集委員会の推薦により選出する。編集委員の任期は2年とし、重任を妨げない。事務局幹事は編集委員の互選とする。

第9条 本会には名誉会員を置くことができる。

現行会則

同人会会則

第1章 総則

第1条 本会は「試論」同人会と称する。

第2条 （変更なし）

第2章 目的及び事業

第3条 （変更なし）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 同人誌「試論」の発行（年一回）。
2. （変更なし）

第3章 組織

第5条 本会は、同人により組織する。入会には同人二名以上の推薦と、会長の承認を必要とする。

第6条 本会は次の役員を置く。

会長1名

編集委員6名（うち事務局幹事1名）

第7条 （変更なし）

第8条 会長は、会員の互選により選出する。会長の任期は2年とし、重任を妨げない。編集委員は、編集委員会の推薦により毎年半数交替とする。事務局幹事は編集委員の互選とする。

第9条 （変更なし）

第4章 会計

第10条 本会の会費は年額8,000円とする。

第5章 会則改正

第11条 会則の改正には会員の過半数の賛成を必要とする。

（平成11年 月 日発効）

第4章 会計

第10条 （変更なし）

第5章 会則改正

第11条 （変更なし）

（昭和46年10月30日発効）

以上のように、会則を改正することを提案いたします。現行会則の第11条により、会則の改正には会員の過半数の賛成を必要としますので、賛否の投票を行うことといたします。

投票用の葉書を同封しました。「賛」、「否」いずれかを丸で囲んでいただき、平成11(1999)年6月30日までにご返送ください。

無記名投票としますので、差出人名はご記入なさらないようお願いいたします。

本来なら会長選挙の場合と同様、会員による投票であることを確認するために、封書にするべきかもしれませんが、経費節約のためにこのような簡便な方法を採用していただくことといたしました。何卒ご理解ください。

なお、会則第2条の「東北大学文学部」という表記につきましては、大学院重点化により平成12(2000)年度から「東北大学大学院文学研究科」に変更になる見込みです。この場合、会則の表記も変更になりますので、あらかじめご了承下さい。

「試論」同人会 会長 原 英一



編集委員会からのお知らせ

投稿規定の変更について。

現在、第38号の編集をほぼ終わりました。5編の論文が掲載される予定です。そのうち2編の論文が現行規定の枚数を大幅に超過するものとなっていますが、編集委員会として掲載を認めることといたしました。現在、本会の財政は非常に潤沢であり、また、印刷技術の進歩により、費用の増大も抑えられていますので、内容的に規定以上の長さを必要とすると認められる論文は掲載すべきであると判断しました。つきましては、投稿規定の原稿量に関する部分を次のように変更いたします。（太字部分が変更箇所）

和文の場合は原則として400字詰原稿用紙35枚以内(注を含めて)。

欧文の場合は原則として6,000語程度。

また、「特殊活字、図表、欧文などの場合は、標準的に和文原稿に要する金額を超過するのみ執筆者負担」という規定がありますが、これもフロッピーのファイルで入稿する時代には合わなくなっています。また、実際にこの規定が適用された例は少なくとも過去二十年以上ありません。そこでこの規定を以下のように変更いたします。

特殊活字、図表などの使用や原稿量が多いことにより標準的な印刷費用を大きく超過する場合は、超過分のみを執筆者負担とする場合がある。

ネイティブ・スピーカーの校閲

現在の投稿規定には、欧文の場合には「ネイティブ・スピーカーの校閲を受けること」と定められていますが、これは本来編集委員会